

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新冠町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
824	2,625	250	3,699

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,814	5,693	121	109	-	7,886	
一般会計等	5,814	5,693	121	109	-	7,886	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
新冠町国民健康保険診療所事業会計	399	410	△ 11	69	191	104	69	法適用
簡易水道事業特別会計	295	293	2	2	78	1,635	670	法非適用
下水道事業特別会計	205	203	2	2	159	1,292	1,121	法非適用
国民健康保険特別会計事業勘定	829	800	29	29	29	-	-	
老人保健特別会計	4	4	0	0	4	-	-	
後期高齢者医療特別会計	50	50	0	0	19	-	-	
介護サービス特別会計事業勘定	307	303	4	4	31	92	44	
公営企業会計等 計				106		3,123	1,904	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
日高中部消防組合	950	942	7	7	-	101	5	
日高中部衛生施設組合	972	965	7	7	-	2,382	435	
日高中部広域連合(一般会計)	293	293	0	0	-	-	-	
日高中部広域連合(介護保険特別会計)	1,927	1,910	17	17	265	14	-	
日高地区交通災害共済組合	19	18	1	1	-	-	-	
日高管内地方税滞納整理機構	33	32	1	0	-	-	-	
一部事務組合等 計				32		2,497	440	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
日高軽種馬共同育成公社	2	161	61	-	-	-	136	14	
新冠ホロンリ乗馬クラブ	0	53	30	-	-	-	-	-	
新冠ヒルズ	8	71	41	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			132	-	-	-	136	14	

(注) 新冠公益法人会計基準に移行していない社団・財団法人にあっては、「経常損益」の欄には正味財産計算書上の当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	497	588	91
減債基金(b)	438	449	11
その他充当可能基金(c)	439	523	84
充当可能基金計(d)	1,374	1,560	186

(単位:百万円)

その他基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	24	25	1
合併特別債により達成された基金(該当する市町村のみ記載)	-	-	-
その他(d-f)いずれにも当てはまらない基金(g)	-	-	-
合計(d+e+f+g)	1,398	1,585	187

- (注) 1 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.62	2.96	△ 0.66	15.00	20.00	新冠町国民健康保険診療所事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	7.05	5.82	△ 1.23	20.00	40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	19.9	19.6	△ 0.3	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	103.7	78.8	△ 24.9						
財政力指数	0.21	0.21	-						
経常収支比率	85.5	85.9	0.4						

- (注) 1 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。